

番号	章	節	項	頁	内容（節）	内容（項）	現運営方針の記載内容	事業実施実績等（概要）	評価理由	次期運営方針への記載（案）
1	2	4	(1)	P11	財政安定化基金の運用	財政安定化基金（以下「基金」という。）からの交付に係る基準の決定	収納不足時の基金からの交付要件の「特別な事情」に該当するか否かの判断基準については、国の基準が示された後に県と市町村が協議し決定する。	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成30年11月 財政部会 「判断基準や市町村との協議方法について、他都道府県の状況等を踏まえ、本県の取り扱いを検討していく」ことで決定。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他都道府県における「特別な事情」の判断基準設定及び交付状況等調査 ○令和元年11月 財政部会 調査結果等を踏まえて協議、判断基準については「他道県の状況を踏まえ、災害等の発生の都度、市町村の被災状況や要望等に応じて、県と市町村が協議して決定する」ことで決定。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和元年11月の財政部会での結果を受け、判断基準については「県として設けず、発生の都度県と市町村が協議する」ことで決定したため、次期運営方針に記載する。本取組については完了。 	判断基準について、交付実績のある他道県を含めて調査を行い、市町村との協議の結果、判断基準を設けずに、県と市町村がその都度協議することで決定したため、ほぼ目標どおり達成と評価する。	収納不足時の基金からの交付要件の「特別な事情」に該当するか否かの判断については、災害等の発生の都度、市町村の被災状況や要望等に応じて、県と市町村が協議して決定する。
2	3	6	(4)	P13	納付金の算定方式	医療費指数反映係数 α の設定	将来的に保険料水準を統一する場合、徐々に医療費指数反映係数 $\alpha=0$ に近づけていく必要があるが、その時期については県と市町村で運営方針の対象期間中に協議を行うこととする。	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成30年9月 財政部会 保険料（税）水準の「統一の定義」（目標）を県内市町村間で合わせる方法について意見交換。 ○平成30年10月 財政部会 保険料（税）水準の統一に向けた検討の進め方及び統一のあるべき姿（定義）について意見交換。 ○平成31年1月財政部会及び2月連携会議 統一に向けたロードマップに係るたたき台のイメージの情報共有及び意見交換。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険料（税）水準の統一化に関するアンケート調査実施。 ○令和元年8月 財政部会 保険料（税）水準の統一化に関するアンケート調査結果を共有及びアンケート結果を全市町村に共有することを決定。 ○令和2年1月財政部会、市町村担当者会議及び連携会議 保険料（税）水準の統一化に向けた検討スケジュール（案）を提示し、各部会からの意見及び保険料（税）水準の統一化のイメージを共有。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年6月 市町村担当者会議 運営方針の改定に向けて、改定後の都道府県国民健康保険運営方針策定要領及び改定後の納付金等算定ガイドラインにおける修正点及び保険料（税）水準の統一に係る改定のポイントを共有。 ○αの設定について、次期運営方針上での記載の方向性を決めていくため、保険料（税）水準の統一化に関するアンケート調査を実施する予定。また、アンケート調査結果を踏まえ、令和3年度納付金算定における具体的なαの設定について協議していく。 	団塊の世代が後期高齢者へ移行する時期を踏まえつつ、第1段階として $\alpha=0$ に近づけていく時期を盛り込んだ統一のイメージを共有の上、協議を行うことができたため、ほぼ目標どおり達成と評価する。	医療費指数反映係数 $\alpha=0.5$ を原則とするが、将来的には保険料（税）水準を統一を目指すこととし、徐々に0に近づけていくための議論を進めていく。

番号	章	節	項	頁	内容（節）	内容（項）	現運営方針の記載内容	事業実施実績等（概要）	評価理由	次期運営方針への記載（案）
3	3	7	(3)	P13	激変緩和措置	対象額を規定する一定割合	激変緩和措置の対象額を規定する一定割合については、市町村から意見を聞き、知事が別に定めることとする。	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成30年9月 財政部会 自然増、+δに関する意見交換。 ○平成30年10月 財政部会 自然増の考え方のとりまとめ。 ○平成30年12月 財政部会 令和元年度事業費納付金算定における+δの考え方のとりまとめ及び翌年度以降の+δの値について、毎年度財政部会において検討することで決定。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和元年7月 財政部会 激変緩和措置に関すること及びこれまでの経緯について確認・共有。 ○令和元年10月 財政部会 激変緩和措置について検討を行い、同月10月24日～29日にも書面開催による財政部会を実施。令和2年度事業費納付金算定における+δの考え方のとりまとめ。 ○令和元年11月 財政部会 激変緩和に関するシミュレーションを示し、終期に関する課題の共有。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○毎月1回程度開催を予定している財政部会において、令和3年度事業費納付金に関する+δについて検討を進める。あわせて、必要に応じて自然増の考え方について見直す。 	毎年度の事業費納付金算定において必要な「激変緩和措置の対象額を規定する一定割合」については、財政部会の検討を通じて、概ね順調に運営できているものと考えられるため、 ほぼ目標どおり達成 と評価する。	激変緩和措置の対象額を規定する一定割合については、市町村から意見を聞き、知事が別に定めることとする。 （改定なし）
4	4	4	(1)	P18	収納対策強化に資する取組	県による取組	収納担当職員に対する研修の拡充	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成30年9月「国民健康保険料（税）収納等担当職員研修会」 県国保医療課と国民健康保険団体連合会共催 【参加者計：53名】 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和元年9月「国民健康保険料（税）収納等担当職員研修会」 県国保医療課と国民健康保険団体連合会共催 【参加者計：37名】 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年9月「国民健康保険料（税）収納等担当職員研修会」 県国保医療課と国民健康保険団体連合会共催での開催で調整中。 	3年間事業を実施し、基本的な収納業務の知識習得等に取り組み、概ね浸透が図れたと考えているため、 ほぼ目標どおり達成 と評価する。	収納担当職員に対する研修の拡充 （改定なし）
5	4	4	(1)	P18	収納対策強化に資する取組	県による取組	収納率向上アドバイザーの活用	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収納率向上アドバイザーに、仙台市保険料徴収担当課長に就任いただいた。 ○平成30年9月 国民健康保険料（税）収納等担当職員研修会 『国民健康保険制度に携わる職員みんなで考える収納対策』をテーマに講義。 【参加者計：53名】 ○希望市町村へのアドバイザー派遣事業 平成30年10月に実施要綱を策定。 気仙沼市、富谷市、白石市、大和町、松島町にて実施。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収納率向上アドバイザーに、仙台市保険料徴収担当課長に就任いただいた。 ○令和元年9月 国民健康保険料（税）収納等担当職員研修会 『国民健康保険料（税）の収納率向上のための基本戦略と今後の展望について』をテーマに講義。【参加者計：37名】 ○アドバイザー派遣事業 大河原町、涌谷町、石巻市、大崎市、気仙沼市、松島町にて実施。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○収納率向上アドバイザーに、仙台市保険料徴収担当課長に就任いただくことで調整中。 ○令和2年9月 国民健康保険料（税）収納等担当職員研修会 開催予定。 ○指針の運用状況を調査し、今後の対応方針等を検討していく。 ○アドバイザー派遣事業 8月末に取りまとめられる収納率速報値等を考慮し、派遣先の保険者を検討・調整していく。 	宮城県の国民健康保険料（税）収納率は、H28、92.59%、H29、93.67%、H30、94.24%と順調に推移し、運営方針上の「平成27年度の全国の上位4割相当の収納率（93%）の水準に達することを目標とする。」も満たしており、取り組みについて順調に効果が発揮されていると捉えているため、 目標を上回って達成 と評価する。	収納率向上アドバイザーの活用 （改定なし）

番号	章	節	項	頁	内容(節)	内容(項)	現運営方針の記載内容	事業実施実績等(概要)	評価理由	次期運営方針への記載(案)
6	4	4	(1)	P18 再掲 (P24)	収納対策強化に資する取組	県による取組	短期被保険者証・資格証明書発行に係る指針の 作成	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成30年10月 事務処理標準化部会及び収納対策部会 指針の構成及び作成スケジュールについて市町村と検討できるように準備を進め、指針(骨子案)を作成。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事務処理標準化部会及び収納対策部会において、指針(骨子案)活用方針について市町村と検討できるように準備を進め、指針(骨子案)運営要領等を作成。 ○指針の活用について検討を行い、令和2年4月1日付けで施行することで、3月に市町村に対して通知。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指針の運用状況を調査し、今後の対応方針等を検討していく。 	各市町村と検討を重ね、指針を作成し施行済みであり一定の目標は達成しているため、 ほぼ目標どおり達成 と評価する。ただし、運用状況等把握し課題等を見極め、どのような対応を取っていくかなど今後の課題もある。	短期被保険者証・資格証明書発行に係る指針の 運用
7	4	4	(1)	P18 再掲 (P24)	収納対策強化に資する取組	県による取組	滞納処分の執行停止に係る指針の 作成	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成30年10月 収納対策部会 指針の構成及び作成スケジュールについて、今後のスケジュールを検討。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和元年11月 収納対策部会 指針の構成及び作成スケジュールについて検討、指針(骨子案)完成。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○7月14日に収納対策部会を開催し、指針(骨子案)の活用について協議することで調整中。指針の施行時期について調整を行い、早期に施行し運用を推進する方向で調整する。 	指針(骨子案)を作成したため、 ほぼ目標どおり達成 と評価する。ただし、未だ運用には至らず、指針の普及を推進することが今後の課題として残っている。	滞納処分の執行停止に係る指針の 運用
8	5	2	-	P20	県による保険給付の点検	県による保険給付の点検	県は、県内の市町村間で転居した被保険者のレセプト点検を実施し、適正な請求がなされているか確認する。	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他県の取組状況等について照会 事務処理方針策定に向けた意見交換が行えるように、情報収集。 ○平成30年10月 事務処理標準化部会 国保総合システムが作動不十分のため、マニュアル等で手順を確認。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○点検内容に疑義がある場合は宮城県国民健康保険団体連合会に申し立てをした。内容に不明な点(要介護者の確認等)がある場合は、国保総合システムの付箋機能を利用し、市町村に情報提供をお願いしながら進めた。 ○平成31年3月「県による給付点検調査に関する事務処理方針」策定。 ○令和元年5月から策定した事務処理方針により、県による広域点検を開始。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○点検内容に疑義がある場合は宮城県国民健康保険団体連合会に申し立てしている。内容に不明な点(要介護者の確認等)がある場合は、国保総合システムの付箋機能を利用し、市町村に情報提供をお願いしながら進めている。 	事務処理方針や、国保連への申立の期日にあわせ、定期的に点検が行われているため、 ほぼ目標どおり達成 と評価する。	県は、県内の市町村間で転居した被保険者のレセプト点検を実施し、適正な請求がなされているか確認する。 (改定なし)
9	5	2	-	P20	県による保険給付の点検	県による保険給付の点検	海外療養費の点検を実施し、適正な請求がなされているか確認する。	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県に求められている広域的・専門的見地からの点検ができるか、事務作業の確認や問題点の洗い出し等を進めた。 ○国保連合会の審査業務の中に海外療養費に審査業務を含んでいるので、市町村はそれを利用することが多い。県による二次点検も検討。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事例が発生した場合には、指導監査医及び医療給付専門指導員を活用して医学的見地から点検助言する。 ○広域点検では海外療養費を含んでいる該当者がいなかったため、実施せず。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○海外療養費の審査を積極的には進めていない。 	海外療養費の適正化を進める情報が不足し、点検の実施には至らなかったことから、 目標を下回った と評価する。	海外療養費の点検を実施し、適正な請求がなされているか確認する。 (改定なし)

番号	章	節	項	頁	内容（節）	内容（項）	現運営方針の記載内容	事業実施実績等（概要）	評価理由	次期運営方針への記載（案）
10	5	3	-	P20	不正利得の徴収等	不正利得の徴収等	保険医療機関等による複数の市町村にまたがる不正請求が発覚した場合は、県は法第65条第4項に基づき、市町村の委託を受けて、不正請求等に係る費用返還を保険医療機関に求めることができることとなるため、国が今後示す指針に基づいて委託の仕組みを構築する。	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○制度上の不明点及び疑問点について、平成30年5月に厚生労働省国民健康保険課に照会。 ○事務処理規約（暫定版）を作成。 ○他都道府県の動向等を見極めつつ、対応について市町村と検討していくこととなった。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他都道府県等の動向等を見極め、厚生労働省から新たな情報提供等があった場合に今後の対応について市町村と検討していくこととした。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○他都道府県等の動向等を見極め、厚生労働省から新たな情報提供等があった場合に今後の対応について市町村と検討していく予定。 	事務処理規約（暫定版）を作成し、目標である委託の仕組みは構築したため、 ほぼ目標どおり達成 と評価する。	保険医療機関等による複数の市町村にまたがる不正請求が発覚した場合は、県は法第65条第4項に基づき、市町村の委託を受けて、不正請求等に係る費用返還を保険医療機関に求めることができることとなるため、国が今後示す指針に基づいて 状況に応じ 、委託の仕組みを 活用 する。
11	5	4	(1)	P20 再掲 (P24)	保険給付の適正な実施に関する取組	療養費の支給の適正化 (柔道整復療養費の患者調査の共同実施)	平成30年度から療養費の点検及び患者調査を共同実施の方式により全市町村が実施する。また、その際は、療養費と医科レセプトの突合点検も併せて実施する。	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○競争入札により決定した業者と、平成30年8月31日に委託契約締結。委託業者へ支給申請書の画像データを提供し、約6万件（4ヶ月分）の柔道整復術療養費支給申請書について内容点検を行い、そのうち疑義のあるものについて、患者照会及び施術所照会を行った。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成31年4月に制定した「国民健康保険柔道整復術療養費適正化に関する事務処理規約」に基づき、全市町村から事務を受託。 ○令和元年5月に支給申請書の点検等業務に精通した業者と委託契約を締結し、柔道整復術療養費支給申請書について内容点検を開始した。そのうち疑義のあるものについて、10月から患者調査及び施術所照会を行った。最終的に、平成30年12月審査分から令和元年10月審査分（11ヶ月分）約15万件/年の柔道整復術療養費支給申請書について内容点検を行い、そのうち疑義のあるものについては、患者調査及び施術所照会を行い、医療費の適正化を図った。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年1月に制定した「令和2年度国民健康保険柔道整復術療養費適正化に関する事務処理規約」に基づき、全市町村から事務を受託。 ○令和2年3月に支給申請書の点検等業務に精通した業者と委託契約を締結し、令和2年6月に委託業者へ支給申請書データを提供し、委託業者による支給申請書の内容点検を開始した。データ提供した支給申請書の内容を点検した結果、疑義のあるものについて、8月から患者調査及び施術所照会を実施する予定。令和2年度は令和2年3月審査分から令和2年10月審査分までの8か月分（約11万件/年）について内容点検及び患者調査等を実施する予定。 	療養費の点検及び患者調査を共同実施の方式により全市町村が実施したため、 ほぼ目標どおり達成 と評価する。	療養費の点検及び患者調査を共同実施の方式により引き続き全市町村が実施し、療養費の支給の適正化に努める。
12	5	4	(1)	P20	保険給付の適正な実施に関する取組	療養費の支給の適正化 (不正請求情報の共有)	県が療養費の不正請求事例を把握した場合は、全市町村へ情報提供を行う。	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事例は発生していないが、発生した際には速やかに対応する。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事例は発生していないが、発生した際には速やかに対応する。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事例は発生していないが、発生した際には速やかに対応する。 	事例は発生していないが、発生した場合の情報提供体制は構築されているため、 ほぼ目標どおり達成 と評価する。	県が療養費の不正請求事例を把握した場合は、全市町村へ情報提供を行う。 (改定なし)

番号	章	節	項	頁	内容(節)	内容(項)	現運営方針の記載内容	事業実施実績等(概要)	評価理由	次期運営方針への記載(案)
13	5	4	(2)	P20 再掲 (P24)	保険給付の適正な実施に関する取組	レセプト点検の充実強化 (レセプトの二次点検の共同実施)	レセプトの二次点検については、 希望する市町村で共同実施をすることとし、実施方法及び期日については、県と希望する市町村の間で調整を行う。	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成30年10月 事務処理標準化部会 事業開始目標時期を平成32年度からと定め、共同実施に参加を希望する市町村を調査することとした。 ○平成30年12月 事務処理標準化部会 平成32年度事業開始にあたり、各市町村が平成32年度予算で計上する予算額について、平成31年9月までに県が市町村へ予算額を提示することを確認。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和元年7月 事務処理標準化部会 令和2年度から実施予定のレセプト二次点検の共同実施に向けた検討項目や事務スキーム等の検討。 ○令和元年9月に市町村が令和2年度予算へ計上すべき予算額を提示。 ○令和元年12月 事務処理標準化部会 仕様書等を市町村へ提示し、意見聴取した。 ○令和2年2月3日に制定した「国民健康保険診療報酬明細書二次点検に関する事務処理規約」に基づき、県は32市町村から事務を受託した。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和2年4月からレセ電コード情報ファイルを点検業者に提供し、レセプト二次点検開始。 ○点検業者による自動点検(機械点検)で疑義が生じた診療報酬明細書について、5月から委託業者による再審査申出登録を実施している。今後も点検業務を継続し、令和2年3月審査分から令和2年12月審査分(10か月)約700万件/年の点検を行う。 	令和2年度から目標としていた県と希望する市町村での共同実施をすることができたため、 ほぼ目標どおり達成 と評価する。	レセプトの二次点検については、 令和2年度から事業を実施していたところであるが、引き続き希望する市町村と共同実施を行っていく。
14	5	4	(3)	P21	保険給付の適正な実施に関する取組	第三者求償事務の取組強化 (周知広報の強化)	県及び市町村は、ホームページ等を利用し、受診等の際に医療機関等に「第三者行為(交通事故等)による被害であること」を申し出る必要があることや、被害届を保険者に提出する義務があること及び提出先を周知し、各種様式をダウンロードできるようにする。 また、被保険者向けに送付する医療費通知等の 多様な媒体を複合的に活用して、被害届の提出が進むよう周知を行う。	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成30年8月16日に県国保医療課ホームページを更新。傷病届をダウンロードできるようにした。 ○上記に加え、平成30年度は20市町村が第三者行為(交通事故等)に係る届出様式等をダウンロードできるようになった。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○32市町村が第三者行為(交通事故等)に係る届出様式等をダウンロードできるようになった。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○今後、多様な媒体により被害届の提出が進むよう市町村と課題を共有する予定。 	ホームページを活用した制度の周知や、各種様式のダウンロードについては、当課の他、多くの市町村においても取組が成果を上げているため、 ほぼ目標どおり達成 と評価する。なお、医療費通知等の多様な媒体を活用して被害届の提出を促進することについては、今後とも市町村と課題を共有していく。	県及び市町村は、ホームページ等を利用し、受診等の際に医療機関等に「第三者行為(交通事故等)による被害であること」を申し出る必要があることや、被害届を保険者に提出する義務があること及び提出先を周知し、各種様式をダウンロードできるようにする。 また、被保険者向けに送付する医療費通知等の 多様な媒体により被害届の提出が進むよう市町村と課題を共有する。
15	5	5	-	P21	高額療養費の多数回該当の判定基準の統一	高額療養費の多数回該当の判定基準の統一	県は、市町村からの問合せに対応できるよう体制を整備し、 市町村から問合せがあった場合は、回答後に電子メール等により全市町村に回答内容を送付するものとする。	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県において、参考資料を専用簿冊に集約し、対応体制を構築。問合せ内容及び回答内容を全市町村に送付(平成30年7月)した。その後も問い合わせがあった際には迅速に対応した。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成30年度同様に対応した。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和元年度と同様に対応予定。 	参考資料を専用簿冊に集約し、対応体制を構築しているため、 ほぼ目標どおり達成 と評価する。ただし、時間の経過と共に照会数も減り、同様の照会事例も増加してきたことから、全市町村への回答内容送付は行っていない。	県は、市町村からの問合せに対応できるよう体制を整備 する。

番号	章	節	項	頁	内容（節）	内容（項）	現運営方針の記載内容	事業実施実績等（概要）	評価理由	次期運営方針への記載（案）
16	6	2	(1)	P22	医療費の適正化に向けた取組	特定健診・特定保健指導実施率の向上	特定健診・特定保健指導実施率の更なる向上に向け、県と市町村は連携して、未受診者に対する普及啓発・受診勧奨に継続して取り組む。特に、特定保健指導の実施率は全国平均を下回っていることから、早期の向上を目指し、 事業促進のための広報や先進事例の情報共有等に、より一層取り組むこととする。	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定健診・特定保健指導実施者（初任者・経験者・リーダー）研修会を保険者協議会と連携し、実施。 ○効果的な保健指導のための評価技術に関するモデル事業 モデル町を対象に実施（全3回。平成30年10月～平成31年4月）。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和元年9月 特定健診・特定保健指導従事者研修会「知識・技術編」 保険者協議会と連携し、初任者～経験年数が浅い人を対象に実施。 ○令和元年9月 特定健診・特定保健指導従事者研修会「事業運営編」 保険者協議会と連携し、特定健診・保健指導チームのリーダー的立場にある方や事業運営責任者が対象。 <健康推進課> ○ナッジ理論等を活用した特定健康診査受診率等向上研修委託により全2回実施。（令和元年に発生した台風第19号の被災により、全3回の予定が全2回となった） <国保医療課> <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○保険者協議会と連携し、特定健診・特定保健指導実施者（初任者）を対象とした研修会開催に向けて企画・調整した。今後、特定健診・特定保健指導従事者の初任者～経験年数が浅い人を対象に「知識・技術編」を開催する予定。 ○「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた特定健診・保健指導等事業の実施状況調査」を県内全市町村を対象に実施。今後、新型コロナウイルス感染予防に配慮した特定健診・保健指導の実施について、市町村支援を行う。 	保険者協議会と連携した特定健診・特定保健指導従事者研修会や、ナッジ理論等を活用した受診率等向上研修等を行い、従事者のスキルアップ等を図ったため、 ほぼ目標どおり達成と評価する。	特定健診・特定健康保健指導実施率の更なる向上に向け、県と市町村は連携して、未受診者に対する普及啓発・受診勧奨に継続して取り組む。特に、特定保健指導の実施率は全国平均を下回っていることから、早期の向上を目指し、 質の高い健診・保健指導の拡大を図るため、保険者協議会と連携して事業促進のための広報や先進事例の情報共有等に、より一層取り組むこととする。
17	6	2	(1)	P22	医療費の適正化に向けた取組	がん検診受診率の向上	がんの早期発見、早期治療を目指し、県、市町村及び関係団体等が一体となって、更なるがん検診受診率の向上に取り組む。	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村がん検診担当者会議 好事例の情報交換等 ○リーフレット作成 受診率の低い若年女性の子宮頸がん検診受診率向上 ○がん及び検診の正しい知識を普及するため女子大学生を対象にがん教育を実施。 ○がん教育実績 児童生徒に対する出前授業13校 1,101名/若年女性に対する講演会 6校 564名 ○生活習慣病検診管理指導協議会（胃・子宮・肺・乳・大腸がん部会） 市町村や検診機関・医師会と連携しながらがん検診の評価を行った。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村がん検診担当者会議を開催し、好事例の情報交換等。 ○がん検診等データを活用して市町村のがんの現状を把握する研修会開催。 ○がん教育や各種イベント等で普及啓発 児童生徒に対する出前授業12校 841名 若年女性に対する講演会 6校 687名 ○県保健所で市町村との連絡会議（7所） ○がん登録情報活用研修会（6所） ○がん検診受診率向上等研修会（1所） ○出前講座（3所）を実施。 ○本庁においては、県庁内回廊において小児がんパネル展を行った。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村がん検診担当者会議及び保健所担当者会議中止※新型コロナのため ○がん征圧月間関連イベントは複数中止が決まっている。 ○がん教育事業の進め方は検討中。 ○県保健所においては昨年度事業評価をふまえ、今年度事業計画。 ○保健所健康づくり等担当班長会議(Web) 保健所毎の事業取組を推進する。 ○生活習慣病検診管理指導協議会（胃・子宮・肺・乳・大腸がん部会）を開催予定。 ○小児がんパネル展を県庁で開催予定。 	がん検診受診率向上対策として、イベントやがん教育事業等の普及啓発事業に市町村や関係団体と共に取り組んだため、 ほぼ目標どおり達成と評価する。	がんの早期発見、早期治療を目指し、 引き続き第3期宮城県がん対策推進計画に基づき、 県、市町村及び関係団体等が一体となって、 がん検診受診促進等に関する啓発を継続し、 更なるがん検診受診率の向上に取り組む。

番号	章	節	項	頁	内容（節）	内容（項）	現運営方針の記載内容	事業実施実績等（概要）	評価理由	次期運営方針への記載（案）
18	6	2	(1)	P22	医療費の適正化に向けた取組	歯周疾患予防対策の強化	歯周疾患検診については、歯科健康診査の必要性・重要性について県民の理解度を高める施策を展開し、受診率の向上を図る。	【平成30年度】 ○平成30年9月 歯周疾患予防対策に関する研修 宮城県歯科医師会と連携、職域団体等を対象に実施。(58名) ○小中学校の教職員を対象とした研修会を県内5か所で実施。 【令和元年度】 ○歯周病予防対策に係る研修会 宮城県歯科医師会と連携、職域団体を対象に実施。(1回,49名) ○歯周病予防に特化した啓発パンフレット及び職場における歯科保健の取組を行っている企業の好事例を取り上げたリーフレットを作成及び企業等に配布した。 [歯みがきガイド30,000部等作成] 【令和2年度】 ○新型コロナウイルスのため、新たな職域団体の研修会については検討中。 ○令和元年度に作成したパンフレット及びリーフレットを増刷、企業等に配布予定。 ○高校生を対象に歯間清掃用具やパンフレットの配布を通じた啓発を予定。	宮城県歯科医師会と連携し、職域団体を対象とした歯周病予防対策に係る研修会を実施することで、令和2年度以降の職域団体の自主的な取組につなげたため、 ほぼ目標どおり達成 と評価する。	歯周疾患検診については、 引き続き、歯周疾患検診等の 歯科健康診査の必要性・重要性について県民の理解度を高める施策を展開し、受診率の向上を図る。
19	6	2	(2)	P23	医療費の適正化に向けた取組	データヘルス計画の策定支援	国の保険者努力支援制度においても策定状況が評価指標となっており、県は全市町村の策定に向けて支援を継続する。	【平成30年度】 ○未策定の4市町においては、いずれも年度内の策定に向けて、支援を継続した。 【令和元年度】 ○未策定の1町において、引き続き、策定のための支援を継続した。 【令和2年度】 ○未策定の1町において、引き続き、策定のための支援を継続するとともに、第2期データヘルス計画の中間評価・見直しに向けた必要な支援を行う。	ほとんどの市町村がデータヘルス計画を策定したため、 ほぼ目標どおり達成 と評価する。	令和元年度時点で34市町村がデータヘルス計画を策定。全市町村の策定に向けた支援の継続と、第2期データヘルス計画の中間評価・見直しに向けた支援を行う。
20	6	2	(3)	P23	医療費の適正化に向けた取組	後発医薬品の使用促進	平成30年度からは、全市町村において年に複数回の差額通知をするとともに、対象者の選定方法や様式等を統一することにより、県と市町村が連携して、更なる後発医薬品の使用を促進する。	【平成30年度】 ○全市町村において共通様式により年2回以上通知した。 <国保医療課> ○後発医薬品の使用促進に係る広告を掲載した時刻表を2万部作成し広く配布した。 <薬務課> 【令和元年度】 ○全市町村において共通様式により年2回以上通知した。 <国保医療課> ○後発医薬品の使用促進に係る広告を掲載した時刻表を3万部作成し広く配布した。また、ポケットティッシュ500個を作成し広く配布したほか、タウン誌にも広告を掲載した。さらに、(一社)仙台市薬剤師会との共催で、後発医薬品の使用促進に関する講演会を開催した。 <薬務課> 【令和2年度】 ○令和元年度に引き続き共通様式により35市町村中27市町村が通知した。今後、全市町村において共通様式により年2回以上通知する予定。 <国保医療課> ○後発医薬品の使用促進に係る広告を掲載した時刻表2万部を作成中。今後、作成した時刻表を広く配布する予定。さらに、タウン誌への広告掲載等の啓発活動を実施する予定。 <薬務課>	【国保医療課】 対象者の選定方法や様式等を統一し全市町村において年2回以上通知した。また、本県の後発医薬品の使用割合は令和元年12月時点で82.9%であり、全国平均を上回っていることから、 ほぼ目標どおり達成 と評価する。 【薬務課】 啓発資材の配布、公開講演会の開催等を通じ、広く後発医薬品の使用促進に取り組んだため、 ほぼ目標どおり達成 と評価する。	全市町村において共通様式により年に2回以上の差額通知をするとともに、引き続き県と市町村が連携して、更なる後発医薬品の使用を促進し、使用率80%以上を維持する。

番号	章	節	項	頁	内容（節）	内容（項）	現運営方針の記載内容	事業実施実績等（概要）	評価理由	次期運営方針への記載（案）
21	6	2	(4)	P23	医療費の適正化に向けた取組	糖尿病重症化予防	<p>県は、医師会及び宮城県糖尿病対策推進会議と県内の糖尿病性腎症重症化予防の取組状況を共有する等連携し、県内市町村における糖尿病性腎症重症化予防事業の円滑な実施を支援する。</p>	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宮城県糖尿病療養指導士の養成研修会 宮城県医師会及び宮城県糖尿病対策推進会議と連携し開催。 ○医療従事者研修会及び多職種連携会議 各地域で開催した。 <健康推進課> ○「宮城県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」策定後に、宮城県糖尿病性腎症重症化予防プログラム定着促進事業を実施し、チラシ等による啓発普及や保健指導サイクルの普及、広域研修の開催、実施結果の集積・フィードバック等により普及推進した。 <国保医療課> <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宮城県糖尿病療養指導士の養成研修会 宮城県医師会及び宮城県糖尿病対策推進会議と連携し開催（2回）。 ○新型コロナウイルス感染症対策のため、宮城県糖尿病対策推進会議、医療従事者研修会、医療連携会議については中止した。 <健康推進課> ○宮城県糖尿病性腎症重症化予防プログラム定着促進事業によるチラシの作成、広域研修会、圏域ごとに地域の実情に応じた研修会を2圏域（塩釜、大崎地域）で実施（仙南は台風19号の影響で未実施）。また、市町村の取組を促進するため、国民健康保険保険給付費等交付金（特別交付金）の交付メニューに当該取組を盛り込んだ。 <国保医療課> <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症の状況を鑑みながら、研修や会議の開催等に向けて、宮城県医師会等と打合せを行う予定。 ○宮城県医師会及び宮城県糖尿病対策推進会議と連携し、宮城県糖尿病療養指導士の養成研修会を開催する予定。また、各地域では、医療従事者研修会、医療連携会議を開催予定。 ○「新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言の解除を踏まえた特定健診・保健指導等事業の実施状況調査」を県内全市町村を対象に実施し、県が作成した糖尿病性腎症重症化予防のための受診勧奨用チラシの使用状況等を把握する。 ○宮城県糖尿病性腎症重症化予防プログラム定着促進事業による啓発用チラシの作成等の市町村支援を行う。 	<p>「宮城県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を策定し、市町村等の糖尿病性腎症重症化予防事業の取組を推進した。また、かかりつけ医と糖尿病専門医の連携強化、保険者における糖尿病重症化予防のための連携強化を図るため、宮城県医師会や宮城県糖尿病対策推進会議と連携し、従事者研修や連携会議等を開催したため、ほぼ目標どおり達成と評価する。</p>	<p>県は、医師会及び宮城県糖尿病対策推進会議と県内の糖尿病性腎症重症化予防の取組状況を共有する等連携し、引き続き、「宮城県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」の定着促進を図るとともに、医療従事者の人材育成及び保険者の取組を推進するための体制整備に取り組み、県内市町村における糖尿病性腎症重症化予防事業の円滑な実施を支援する。</p>
22	6	2	(5)	P23	医療費の適正化に向けた取組	スマートみやぎ健民会議	<p>県民の健康寿命の延伸を目指し設立した「スマートみやぎ健民会議」について、県は企業、保険者、医療関係団体、報道機関、行政等の参画と協働を推進し、県民の健康づくりの支援体制を構築する。</p>	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業等と連携し、働く人の健康づくりの環境整備として、ウォーキングアプリの構築やベジプラスキャンペーンなどを進めた。 ○代表者会議及び健康づくり管理者向けセミナー等を開催した。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業等と連携し、働く人の健康づくりの環境整備として、ウォーキングアプリの構築やベジプラスキャンペーンなどを進めた。 ○代表者会議及び健康づくり管理者向けセミナー等を開催した。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○企業等と連携し、働く人の健康づくりの環境整備として、ウォーキングアプリの構築やベジプラスキャンペーンなどを進める。 ○代表者会議及び健康づくり管理者向けセミナー等を開催予定。 	<p>ウォーキングアプリの運用や企業との連携によるベジプラスキャンペーンの実施等により働く人の健康づくりの環境整備を進めた。また、代表者会議や健康づくり管理者向けセミナー等を開催し、健康づくり県民運動の方向性の共有や健康経営の普及に努めたため、ほぼ目標どおり達成と評価する。</p>	<p>県民の健康寿命の延伸を目指し設立した「スマートみやぎ健民会議」について、県は企業、保険者、医療関係団体、報道機関、行政等の参画と協働を推進し、県民の健康づくりの支援体制を構築する。</p> <p>（改定なし）</p>

番号	章	節	項	頁	内容(節)	内容(項)	現運営方針の記載内容	事業実施実績等(概要)	評価理由	次期運営方針への記載(案)
23	6	2	(6)	P23	医療費の適正化に向けた取組	歯と口腔の健康づくり	歯・口腔の健康が、全身の健康、健康寿命の延伸、医療費等の適正化をはじめ社会保障給付費の増加抑制に寄与することから、県と市町村は、被保険者が必要な歯科健診、歯科保健指導、歯科相談等の口腔の健康に関するサービス及び歯科治療等の歯科口腔保健医療サービスを受ける機会を確保し、歯と口腔の健康づくりを促進する。	<p>【平成30年度】</p> <p>○宮城県歯科医師会等と連携し、各圏域でライフステージごとの口腔ケア支援者等を対象とした研修を実施したほか、宮城県歯科医師会内に在宅歯科医療に係る相談窓口を設置し、在宅歯科診療が可能な医療機関の紹介等を行った。</p> <p>【令和元年度】</p> <p>○宮城県歯科医師会等と連携し、各圏域でライフステージごとの口腔ケア支援者等を対象とした研修を実施したほか、宮城県歯科医師会内に在宅歯科医療に係る相談窓口を設置し、在宅歯科診療が可能な医療機関の紹介等を行うなど、在宅歯科医療体制を整備した。</p> <p>【令和2年度】</p> <p>○各圏域でライフステージごとの口腔ケア支援者等を対象とした研修の実施について、新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、実施の可否を検討中である。</p> <p>○宮城県歯科医師会内に在宅歯科医療に係る相談窓口を設置し、在宅歯科診療が可能な医療機関の紹介等を行っている。</p> <p>○上記在宅歯科診療所への貸し出し機器を更新する予定。</p>	宮城県歯科医師会等と連携し、各圏域でライフステージごとの口腔ケア支援者等を対象とした研修を進めたほか、宮城県歯科医師会内に在宅歯科医療に係る相談窓口を継続して設置するなど、在宅歯科医療体制の整備を進めたため、 ほぼ目標どおり達成 と評価する。	歯・口腔の健康が、全身の健康、健康寿命の延伸、医療費等の適正化をはじめ社会保障給付費の増加抑制に寄与することから、県と市町村は、被保険者が必要な歯科健診、歯科保健指導、歯科相談等の口腔の健康に関するサービス及び歯科治療等の歯科口腔保健医療サービスを受ける機会を確保し、歯と口腔の健康づくりを促進する。 (改定なし)
24	7	1	(1)	P24	事務の共通化	医療費通知及び後発医薬品差額通知	都道府県単位化を被保険者の目に見える形で示すため、通知回数や対象月数、通知の様式や内容について統一する方向で県と市町村で引き続き協議する。	<p>【平成30年度】</p> <p>○医療費通知については、7月に開催した事務処理標準化部会において、平成31年度から様式と通知項目を統一することとした。後発医薬品差額通知については、全市町村において共通様式により年2回以上通知した。</p> <p>【令和元年度】</p> <p>○医療費通知については、全市町村において共通様式により通知した。後発医薬品差額通知については、全市町村において共通様式により年2回以上通知した。</p> <p>【令和2年度】</p> <p>○医療費通知については、全市町村において共通様式により通知する予定。後発医薬品差額通知については、全市町村において共通様式により年2回以上通知する予定</p>	医療費通知について、対象月数を1年分とし、通知様式や内容について県と市町村で協議し統一した。また、全市町村において共通様式により通知したことから、 ほぼ目標どおり達成 と評価する。また、後発医薬品差額通知についても、対象者の選定方法や様式等を統一し全市町村において年2回以上通知したため、 ほぼ目標どおり達成 と評価する。	都道府県単位化を被保険者の目に見える形で示すため、通知回数や対象月数、通知の様式や内容について統一した。 引き続き、全市町村において共通様式により通知する。
25	7	1	(2)	P24	事務の共通化	保険料(税)の賦課事務	現在は市町村ごとに仮算定の有無や本算定の期日及び納期が異なっているが、保険料(税)水準統一の時期に合わせて仮算定の有無や納期等を統一する方向で調整を行う。	<p>【平成30年度】</p> <p>○保険料(税)水準の統一については、財政部会で検討を開始しており、事務処理標準化部会及び収納対策部会にも情報提供を行っている。</p> <p>【令和元年度】</p> <p>○保険料(税)水準の統一については、財政部会で検討を行っており、事務処理標準化部会及び収納対策部会にも情報提供を行っている。</p> <p>【令和2年度】</p> <p>○保険料(税)水準の統一については、財政部会で検討を行っており、事務処理標準化部会及び収納対策部会にも情報提供を行っている。</p>	具体的な保険料(税)率の統一時期が決定していないこと、当初賦課において、仮算定を行っている市町村と本算定の後賦課している市町村に分かれており、統一するためにはシステム改修等の費用が発生することもあり具体的な議論が開始できていないため、 目標を下回った と評価する。	現在は市町村ごとに仮算定の有無や本算定の期日及び納期が異なっているが、保険料(税)水準統一の時期に合わせて仮算定の有無や納期等を統一する方向で調整を行う。 (改定なし)
26	7	3	-	P24	国保事務担当マニュアルの作成	国保事務担当マニュアルの作成	新たな国保事務担当マニュアルを作成する。	<p>【平成30年度】</p> <p>○平成29年度中に「宮城県国保事務担当マニュアル」を前倒して作成し、市町村に配付。</p> <p>【令和元年度】</p> <p>○第2版「宮城県国保事務担当マニュアル」を作成し、市町村に配付。</p> <p>【令和2年度】</p> <p>○制度改正等を踏まえ、適宜「宮城県国保事務担当マニュアル」の改訂作業を行い、市町村に配付予定。</p>	計画どおり「宮城県国保事務担当マニュアル」を作成し、適宜改定作業を行っているため、 ほぼ目標どおり達成 と評価する。	適宜改定作業を行う。

番号	章	節	項	頁	内容（節）	内容（項）	現運営方針の記載内容	事業実施実績等（概要）	評価理由	次期運営方針への記載（案）
27	8	1	-	P25	地域包括ケアの推進	地域包括ケアの推進	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう医療と介護及び生活支援等を一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築を推進することは、保険者として積極的に取り組まなければならないものであるため、県と市町村は、保険者努力支援制度の評価指標を達成すべく、組織の横断的な連携が進むよう努めるものとする。	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○6月総会 宮城県地域包括ケア推進協議会の運営 ○市町村が設置する地域包括支援センター職員等の資質向上を目的とした研修 <ul style="list-style-type: none"> 4月 基礎研修 総合相談支援業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 83名 5月 基礎研修 地域包括支援センターに求められる権利擁護業務の概要 103名 ○市町村・事業所・県民向けの普及啓発事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 10月 地域包括ケア推進セミナー 市町村部課長向け、町村長向けトップセミナー（※宮城県町村会と共催） 11月 みやぎケアフェスタ2018 県民向け 12月 地域包括ケア推進セミナー 事業所向け ○市町村の認知症施策関係職員向け研修会 <ul style="list-style-type: none"> 1月 認知症地域支援推進員情報交換会 参加者89名 認知症初期集中支援チーム員情報交換会 参加者79名 2月 認知症地域ケア推進研修 参加者58名 ○市町村の介護予防事業担当者向け研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 7月 介護予防従事者資質向上研修事業 介護予防支援従事者研修 314名 ○多様な通いの場の確保など介護予防を通じた地域づくり推進事業 <ul style="list-style-type: none"> 地域づくりによる介護予防推進研修 参加者98名 11月 市町村職員等研修 介護予防のための地域ケア個別会議推進研修 110名 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○市町村(包括支援センターを含む)・事業所・県民向けの普及啓発事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> 4月 基礎研修(職員向け) 総合相談支援業務及び包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 128名 5月 基礎研修(職員向け) 自立支援に資する介護予防ケアマネジメント 112名 10月 基礎研修 権利擁護業務 参加者81名 地域包括ケア推進セミナー 市町村部課長向け 11月 みやぎケアフェスタ2019 県民向け 1月 地域包括ケア推進セミナー 事業所向け ○市町村の認知症施策関係職員向け研修会 <ul style="list-style-type: none"> 11月 認知症地域ケア推進研修 99名 2月 認知症初期集中支援チーム員及び認知症地域支援推進員情報交換会 98名 ○市町村の介護予防事業担当者向け研修会の開催 <ul style="list-style-type: none"> 6月 介護予防のための地域ケア会議推進研修 124名 介護予防ケアマネジメント研修(3回) 7月222名, 11月72名, 12月60名 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○宮城県地域包括ケア推進協議会の運営 ○市町村(包括支援センターを含む)・事業所・県民向けの普及啓発事業の実施 地域包括支援センター職員等向け研修実施予定(実施時期未定) ○市町村の認知症施策関係職員向け研修会の開催 認知症地域ケア推進研修(実施時期未定) 認知症初期集中支援チーム員及び認知症地域支援推進員情報交換会(実施時期未定) ○市町村の介護予防事業担当者向け研修会の開催 介護予防ケアマネジメント研修(実施時期未定) 	地域包括ケアシステム推進のため、市町村職員等向けの研修を毎年度実施し、関係機関や部局間における連携を進めることができたため、 ほぼ目標どおり達成 と評価する。	高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう医療と介護及び生活支援等を一体的に提供できる地域包括ケアシステムの構築 に向け 、県と市町村は、保険者努力支援制度の評価指標を達成すべく、組織の横断的な連携が進むよう努めるものとする。

番号	章	節	項	頁	内容(節)	内容(項)	現運営方針の記載内容	事業実施実績等(概要)	評価理由	次期運営方針への記載(案)
28	8	2	-	P25	国保データベース(KDB)システム等の活用	国保データベース(KDB)システム等の活用	<p>県は、国保データベース(KDB)システムや被用者保険のデータ等の健康・医療情報に係る情報基盤を活用し、市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握し、市町村や宮城県国民健康保険団体連合会における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援を行う。</p>	<p>【平成30年度】 ○共済組合や健保組合等にもデータの提供を依頼。 ○各保険者からデータを収集し、委託により収集データ処理及び「データからみたみやぎの健康」のデータ集及び概要版を作成。</p> <p>【令和元年度】 ○平成30年度に引き続き、共済組合や健保組合等にもデータの提供を依頼。 ○5月に平成30年度版「データからみたみやぎの健康」を各保険者等に配布。 ○各保険者からデータを収集し、委託により収集データ処理及び「データからみたみやぎの健康」のデータ集及び概要版を作成。</p> <p>【令和2年度】 ○5月に令和元年度版「データからみたみやぎの健康」を各保険者等に配布。 ○令和元年度に引き続き、共済組合や健保組合等各保険者にデータ提供を依頼。 ○各保険者からデータを収集し、委託により収集データ処理及び「データからみたみやぎの健康」のデータ集及び概要版を作成する。</p>	<p>保険者の協力を得て、データを収集し、市町村別にメタボリックシンドローム該当者・予備群の状況等を見える化し示した。各保険者や保健所等において、課題の明確化、課題解決のための事業の検討に活用されているため、ほぼ目標どおり達成と評価する。</p>	<p>引き続き、国保データベース(KDB)システムや被用者保険のデータ等の健康・医療情報に係る情報基盤を活用し、市町村ごとの健康課題や保健事業の実施状況を把握し、市町村や宮城県国民健康保険団体連合会における保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援を行う。</p>
29	8	3	-	P25	他計画との整合性	他計画との整合性	<p>県は、広域的な保険者として、本運営方針と県が定める宮城県地域医療計画、宮城県健康増進計画「みやぎ21健康プラン」及び宮城県高齢者福祉計画・宮城県介護保険事業支援計画「宮城高齢者元気プラン」等との整合性を保つよう関係各課と情報連携を図るものとする。</p>	<p>【平成30年度】 ○引き続き、県(国保医療課)は、関係各課との情報連携を図った。</p> <p>【令和元年度】 ○平成30年度に引き続き、県(国保医療課)は、関係各課との情報連携を図った。</p> <p>【令和2年度】 ○令和元年度に引き続き、県(国保医療課)は、関係各課との情報連携を図っていく。</p>	<p>継続的に各関係機関との情報連携を図ることが出来たため、ほぼ目標どおり達成と評価する。</p>	<p>県は、広域的な保険者として、本運営方針と県が定める宮城県地域医療計画、宮城県健康増進計画「みやぎ21健康プラン」及び宮城県高齢者福祉計画・宮城県介護保険事業支援計画「みやぎ高齢者元気プラン」等との整合性を保つよう関係各課と情報連携を図るものとする。</p> <p>(改定なし)</p>
30	9	1	-	P26	宮城県国民健康保険運営連携会議及び部会	宮城県国民健康保険運営連携会議及び部会	<p>宮城県国民健康保険運営協議会に諮る議題について、県は、宮城県国民健康保険運営連携会議において市町村と意見調整を行うものとする。また、必要に応じて随時部会を開催するものとする。</p>	<p>【平成30年度】 ○運営協議会 12/20(第1回),2/8(第2回) ○運営連携会議 6/28(第1回),11/30(第2回),2/4(第3回) ○財政部会 7/27(第1回),9/7(第2回),10/12(第3回),11/13(第4回),12/21(第5回),1/17(第6回) ○事務処理標準化部会 7/30(第1回),10/31(第2回),12/25(第3回) ○収納対策部会 10/22(第1回),1/24(第2回)</p> <p>【令和元年度】 ○運営協議会 12/19(第1回),2/7(第2回) ○運営連携会議 7/9(第1回),11/28(第2回),1/31(第3回) ○財政部会 7/23(第1回),8/29(第2回),10/10(第3回),10/24~29(第4回)※書面,11/14(第5回),12/18(第6回),1/16(第7回) ○事務処理標準化部会 7/22(第1回),12/16(第2回) ○収納対策部会 11/29(第1回),1/15(第2回)</p> <p>【令和2年度】 ○運営協議会 10月(第1回),12月(第2回),2月(第3回)開催予定。 ○運営連携会議 7月(第1回),9月(第2回),10月(第3回),12月(第4回),1月(第5回)開催予定。 ○財政部会 7月(第1回),8月(第2回)以降必要に応じて随時開催予定。 ○事務処理標準化部会 7月(第1回),以降必要に応じて随時開催予定。 ○収納対策部会 7月(第1回),以降必要に応じて随時開催予定。</p>	<p>宮城県国民健康保険運営協議会に諮る議題について、運営連携会議を平成30年度と令和元年度において、年間3回開催し、市町村との意見交換を十分に行うことができた。また、部会についても各部会毎に必要な回数を開催し、市町村との意見交換を活発に行った。特に財政部会においては、特別会計の重要な部分を担っている部会であることから、他の部会よりも開催回数を多くし、市町村との連携を密にできたことから、ほぼ目標どおり達成と評価する。</p>	<p>宮城県国民健康保険運営協議会に諮る議題について、県は、宮城県国民健康保険運営連携会議において市町村と意見調整を行うものとする。また、必要に応じて随時部会を開催するものとする。</p> <p>(改定なし)</p>

番号	章	節	項	頁	内容（節）	内容（項）	現運営方針の記載内容	事業実施実績等（概要）	評価理由	次期運営方針への記載（案）
31	9	2	-	P26	各種研修会の実施	各種研修会の実施	県は各種研修会を実施し、市町村担当職員が国保業務に必要な知識を習得することを支援する。	<p>【平成30年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○5/7 「市町村等国保事務担当新任職員研修会」 （対象：市町村の経験年数2年未満の担当者/参加者：63名） ○9/28 「国民健康保険料（税）収納等担当職員研修会」 『P2 第4章』のとおりを開催。 <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○5/21 「市町村等国保事務担当新任職員研修会」 （対象：市町村の経験年数2年未満の担当者/参加者：78名） ○9/27 「国民健康保険料（税）収納等担当職員研修会」 『P2 第4章』のとおりを開催。 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新型コロナウイルス感染症の影響により、市町村等国保事務担当新任職員研修会は中止。 ○9/25 「国民健康保険料（税）収納等担当職員研修会」を開催することで調整中。 	新任職員研修会と収納等担当職員研修会を定期的に開催し、円滑な国保事務の運営等に寄与していると認識していることから、 ほぼ目標どおり達成 と評価する。	県は各種研修会を実施し、市町村担当職員が国保業務に必要な知識を習得することを支援する。 （改定なし）